## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成31年1月4日

□中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	北海道	
3. 市区町村名	札幌市	
4. 届出番号	7	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sapporo.jp/kikaku/mynumber/mynumber.html	

執行機関名 札幌市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事 務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		札幌市個人番号利用条例 別表2 第19の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事 務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号) 第1条	札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、心身に不安を抱えるひとり暮らし高齢者や重度の身体障がい者等の自宅に専用の通報機器を設置し、各種相談や家庭内での急病やけが等の通報に対して、医療や介護、福祉等に関する専門的な知識を有する職員が常駐するオペレーションセンターにおいて24時間体制で適切な対応を行うほか、本人に対して定期的な電話訪問を行うことにより、且常生活における不安の解消と安心の確保を図り、住み慣れた地域で継続して自立した生活を営めるよう支援することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業実施要綱